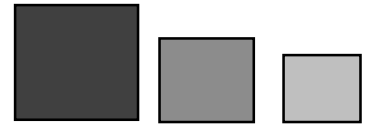


## 2)「特定非営利活動促進法」(NPO法)について



# 市民社会をつくるNPO

帯刀 治 / 文

## 第五回

### 広義のNPO

日本では、法人制度上の非営利法人は、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、生協、労働組合、農協など多数あります。これらは、いわゆる公益法人と共益(構成員相互の利益)を目的とする法人にわけられますが、いずれも広義のNPOです。ただし、それらいずれも行政庁の監督や許認可の下におかれ、法人設置目的以外の自由な活動はできません。

### 狭義のNPO

近年、災害救助、地域福祉、文化スポーツ振興、まちづくり、国際協力など幅広い分野で、行政庁の監督から相対的に自立した市民の自発的な活動が積極的に展開されるようになってきました。これを先の法人と区別して、「狭義のNPO」といいます。

現在とくに断わりなく「NPO」といわれるのは、この「狭義のNPO」のことです。この「NPO」は、特に阪神淡路大震災発生後の各種の市民救援活動によって、そうした市民活動組織の重要性を強く認識させることになりました。

### 特定非営利活動促進法

こうして、1998年3月に市民活動を行う組織や団体に法人格を与える「特定非営利活動促進法」(NPO法)が成立したのです。同法第1条(目的)では、「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」と記載されています。

以下、NPO、非営利組織について説明しましょう。

### (1)いわゆるボランティアと

#### NPOの違い

個人が行うボランティア活動とNPOの活動は、多くの点で異なりますが、ボラ

ンティア・グループ、団体の活動とNPOのそれは類似しています。ボランティア・グループの活動が組織的に発展したものがNPOだとみることができます。

### (2)特定非営利活動法人(NPO法人)と他の法人等との違い

根拠法が異なるのは当然ですが、顕著な違いは「設立要件」のうち「資金」「基金」ではないでしょうか。NPO法人の場合には「不要」です。なお、「税制上の優遇措置」のNPO法人と他法人の違いについては注意が必要です。この点については、全国のNPOが法律の改正を求めて種々の活動を進め2001年から一部制度が改善されています。

### (3)法律の対象団体と法人化の要件

市民活動のほとんどがこの法律の対象となっています。ただし、宗教活動と狭義の政治・政党活動、暴力団は対象外です。

### (4)法人組織の概要など

法人を代表する「理事(長)」、3人以上の理事による「理事会」、業務・財務を監査する「監事」、社員、会員による「総会」の設置と機能が規定されています。

### (5)その他 - 情報公開

以上のように、特定非営利活動法人の設立と法人格の取得、認証は比較的容易に可能となるように法律も条例も法人の設立を促す規定となっています。ただし、それゆえに、それぞれの法人の理事や活動内容については情報の公開が義務づけられており、誰が、どんな活動を推進しているかについての情報公開が原則であることを付け加えておきたいと思えます。

今回は、いよいよ最終回です。簡単にとめしておきたいと思えます。ご期待ください。



帯刀 治 (たてわき いさお)

1944年10月14日生(57歳)

茨城大学 人文学部 社会科学科 教授

専門分野 地域社会論

茨城NPOセンター・コモンズ代表理事

#### 【主な著書・論文等】

・企業城下町日立の「リストラ」(東信堂、1993)

・茨城のすがお - その未来展望(文真堂、1996)

・茨城を楽しむ30の方法(茨城新聞社、1999)

他著書多数